

議 事 日 程

平成25年4月26日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 専第2号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第13号）
- 専第3号 平成24年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 専第4号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）
- 専第5号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 専第6号 東白川村税条例の一部を改正する条例について
- 専第7号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第41号 東白川村新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 日程第5 議案第42号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第43号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- （日程追加）
- 日程第8 議長辞職の件
- 日程第9 議長の選挙
- 日程第10 副議長辞職の件
- 日程第11 副議長の選挙
- 日程第12 常任委員会委員の選任の件
- 日程第13 議会運営委員会委員の選任の件
- 日程第14 同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員（7名）

1番	村 雲 辰 善	2番	桂 川 一 喜
3番	樋 口 春 市	4番	服 田 順 次
5番	今 井 保 都	6番	安 倍 徹
7番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村	長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参	事	安 江 弘 企	会 計 管 理 者	安 江 誠

総務課長 松岡安幸
産業建設課長 小池毅
国保診療所
事務局長 安江宏

村民課長 安江清高
教育課長 安江良浩

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書記 今井修輔

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江祐策君）

ただいまから平成25年第1回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江祐策君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 樋口春市君、4番 服田順次君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安江祐策君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りにすることに決定しました。

◎承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第2号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第13号）から専第7号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの6件を専決処分関連により一括して議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求めます。平成25年4月26日提出、東白川村長。

記1. 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第13号）。2. 平成24年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。3. 平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）。4. 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。5. 東白川村税条例の一部を改正する条例について。6. 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

1 枚めくっていただきまして、まず専第2号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第13号）。平成24年度東白川村一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億534万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成25年3月29日、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正の説明を省略させていただきまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

第2表 地方債補正。一般公共事業債につきましては、1,230万円から1,120万円へ変更するものでございます。110万円の減額でございます。急傾斜の対策負担金、それから橋梁修繕の部分でございます。

過疎対策事業につきましては1億1,220万円から1億1,070万円に変更するものでございます。150万円の減額でございます。CATVの事業、それから訪問車の導入、中山間、県単土地改良などなどでございます。過疎債、それから一般公共事業債、ともに最終的な起債の額の決定による変更でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と変更後、変わりはありませんので説明を省略させていただきます。

次に、6ページの事項別明細書の1の総括を省略させていただきまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

8ページ、2. 歳入、10款1項1目交通安全対策特別交付金、補正額22万2,000円。交通安全対策特別交付金の分でございます。9月に交付される分、それから3月に交付される分でございます。今回は3月交付分の22万2,000円を補正するものでございます。

14款3項2目総務費県委託金、補正額4,000円の減額。厚生統計調査の委託金、これも事業の決定による最終額で4,000円の減額でございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額8万円。ふるさと思いやり基金の指定寄附金、匿名の方から3万円をいただきました。それからもう1件、社会福祉施設整備指定寄附金で5万円、匿名の方からいただきました。

次のページの18款1項1目繰越金、補正額142万8,000円の減額でございます。前年度繰越金でございます。

19款4項4目雑入、補正額381万円。市町村振興協会からの交付金で、オータムジャンボの収益金の配分でございます。

20款1項2目総務債、補正額20万円の減額。美しい村事業、それからCATVの事業でございます。合わせて20万円の減額。

4目衛生債、10万円の減額。訪問看護車の導入事業でございます。

6目農林水産事業債、80万円の減額。中山間事業と県単土地改良の中谷用水の部分でございます。

8目土木債、190万円の減額。山林の境界の明確化事業、地籍の事業でございます。それと、急傾斜地の崩壊の負担金、それから社会資本事業の橋梁修繕事業の部分でございます。

10目教育債、40万円のプラスでございます。総合運動場の整備事業でございます。

次に10ページへ行っていただきまして、3の歳出、2款1項1目一般管理費、補正額3万円、総務一般管理費で3万円でございます。匿名の方の指定寄附金3万円につきまして、ふるさと思いやり基金へ積み立てるものでございます。

6目企画費、補正額ゼロ。美しい村事業の財源補正でございます。

10目地域情報化事業費、補正額ゼロ。CATV維持管理のほうの財源補正でございます。

5項1目統計調査費、補正額ゼロ。これも厚生統計調査費の財源補正でございます。

3款1項3目保健福祉費、補正額5万円。保健福祉費一般で5万円でございます。これも匿名の指定寄附金5万円の基金への積み立てでございます。

次の11ページへ行っていただきまして、4款1項1目保健衛生総務費、補正額ゼロ。これも保健衛生総務費一般の財源補正でございます。

6款1項7目農地費、補正額ゼロ。農地総務費の財源補正でございます。

8款1項2目地籍調査費、補正額ゼロ。これにつきましても、地籍調査事業の財源補正でございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額ゼロ。社会資本整備事業の財源補正でございます。

次に12ページへ行きまして、4項1目河川砂防費、補正額ゼロ。河川砂防事業の財源補正でございます。

10款5項2目体育施設管理費、補正額ゼロ。総合運動場事業の財源補正でございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

専第3号 平成24年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。平成24年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,710万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成25年3月29日、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正から5ページの事項別明細書の総括のところまでは朗読を省略させていただきます。7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入、3款2項6目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、補正額2万1,000円。国庫補助金の確定額による補正でございます。

10款1項1目繰越金、補正額9万3,000円。前年度繰越金の補正でございます。

8ページへ行っていただきまして、3. 歳出、8款2項1目保健事業費、補正額ゼロ。財源補正でございます。

10款1項3目償還金、補正額11万4,000円。前年度交付金の精算返還金の確定による補正でございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

国保診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

専第4号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）。平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,236万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成25年3月29日、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正、歳入及び3ページの歳出から5ページの補正予算事項別明細書、1. 総括の歳入、6ページの歳出を省略し、7ページの2. 歳入から御説明を申し上げます。

7ページ、2. 歳入、8款1項1目指定寄附金、補正額20万円。説明欄にございますように、診療所施設整備指定寄附金ということで、下親田の安江様、西洞の島倉様からそれぞれ10万円ずつをいただいたものでございます。

8ページ、3. 歳出、3款1項1目基金積立金、補正額20万円。説明欄にございますように、医療設備等整備基金積立金ということで、20万円を積み立てるものであります。以上です。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

専第5号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,418万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成25年3月29日、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から5ページ、6ページの事項別明細書の総括は朗読を省略させていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入、1款1項2目普通徴収保険料、補正額31万6,000円。過年度分保険料の歳入による補正でございます。

3. 歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額31万6,000円。歳入された保険料を広域連合へ納付するための補正でございます。

補正予算は以上でございます、次、専第6号を説明いたします。

専第6号、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成25年4月1日、東白川村長。

1. 東白川村税条例の一部を改正する条例について。

おめくりいただきまして、東白川村税条例の一部を改正する条例。

東白川村税条例の一部を次のように改正するというので、新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。これは、地方税法等の一部を改正する法律が成立しまして、それにあわせて関連する条例部分の改正を行うものでございます。たくさんの改正がございますけれども、特に重要なところを御説明いたします。

まず第26条の8は、寄附金の税額控除の関係で、ふるさと納税をした場合でございますけれども、地方公共団体に寄附した場合は、今までは2,000円を超える部分について税額控除の対象になっておりましたけれども、改正後は2,000円を超える部分が対象になるということで、控除対象が拡大されました。

次のページの36条の固定資産税の納税義務者等ということでございますが、固定資産税の特例の中で緑資源公団も特例の対象になっておりましたけれども、それが解散してなくなったということで、その部分が削除されました。

次のページの特別土地保有税の納税義務者等も同じもので、緑資源公団の削除でございます。

附則の第4条の2からでございますけれども、延滞金の割合等の特例ということで、これは少し重要な改正でございます。村税の延滞金は、本則では1カ月までは年7.3%、1カ月を超えた分は年14.6%ということになっておりますけれども、この部分が最近の金利低下によって非常に高いということで、それを引き下げるとございまして。

4条の2の次のページのところで、7.3%の割合はというところがありますけれども、特例基準割合というのは租税特別措置法に基づいて告示されますけれども、今は1%ぐらいを予想されております。それに1%足した割合に、1カ月まではさらに1%を足すということで、納期から1カ月間は一応3%、それから1カ月を超えた場合は7.3%を足すということで、9.3%ということになります。したがって、1カ月超の14.6%が9.3%に下がるということになっております。

それから、納期限の延長に係る延滞金の特例、徴収猶予等でございます、これは手形の割引率が5.5%以上のときに適用されるということですが、計算方法が変わってきますが、現在は

その割引率もそれよりも低いので、条例上は改正されますけれども、実際の適用は金利が上がってくるまではないというふうに考えております。

次のページの公益法人等に係る村民税の課税の特例というところは、利率の改正に伴う条文の整理でございます。

第5条の6の2も、特例の期間が平成35年度から39年度まで延長になるというものでございます。

次のページの第5条の7、寄附金税額控除における特例控除額の特例というのも条文整理でございます。

優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例、こちらにつきましても条文整理になります。

次のページの東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例ということで、平成24年度までであったものが25年度にも延長されるものでございます。

1枚めくっていただきまして、19条でございますが、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例につきましても、条文の整理ということになっております。

もとのほうへ戻っていただきまして、附則のところでございますが、4枚めくっていただいたところに附則がございますけれども、まず施行期日ですが、第1条として、この条例は平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するということで、第26条の8、寄附金の関係等につきましては平成26年1月1日、2項の附則第5条の6の2等は居住用の特例控除の適用ですが、平成27年1月1日からということになっております。延滞金につきましては、来年の1月1日からは正しい率になりますけれども、ことしの12月までは従前の例によるということで、あと村民税、固定資産税の経過措置が定められております。

税条例は以上にさせていただきます、次に行かせていただきます。

専第7号、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成25年4月1日、東白川村長。

1. 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

1枚めくっていただきまして、東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

こちらも新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

国民健康保険の夫婦だけの高齢者の世帯で、片方が75歳になって後期高齢者医療になりますと、残った方は国民健康保険に残るわけですが、その方は特定世帯ということで、そのようになってから5年間は均等割と平等割は2分の1軽減されることになっております。5年過ぎると、また軽減がなくなるということで今まではなっておりましたけれども、5年を過ぎて8年までの方については特定継続世帯ということで新しく創設をされまして、2分の1じゃなくて4分の1だけ減額されるという制度ができたための改正でございます。

5条の2は、医療保険の分の平等割でございますけれども、一番最後の3のところ特定継続世帯1万7,175円というのが新設されました。2万2,900円というのが標準の金額ですが、その75%

ということになります。

それから、次のページに行きまして、後期高齢者支援金というのがございますけれども、その保険料につきましても7条の3で特定継続世帯4,575円というのが新設になっております。

それから、低所得者の場合はそれぞれ減額の特例がございまして、第23条ですと、世帯全体の所得が第1項は33万円以下ですし、第2項は次のページですが、33万円に被保険者数掛ける24万5,000円以下の世帯。

それから、次のページに行きまして、第3項につきましましては、世帯の人数掛ける35万円以下の世帯ということで、それぞれ均等割、平等割を引き下げる特例がございまして、それぞれに特定継続世帯というものを新設したものでございます。

それから、一番最後の東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例というものにつきましましては、村民税と同じように特例の期間を延長するものでございます。

また、本文の附則のほうへ戻っていただきまして、附則、1枚めくっていただいたところですが、(施行期日)第1条、この条例は平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第15項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)第2条、次項に定めるものを除き、改正後の東白川村国民健康保険税の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

新条例附則第15項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第2号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第13号）から専第7号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第2号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第13号）から専第7号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの6件については、原案のとおり承認されました。

◎議案第41号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第4、議案第41号 東白川村新型インフルエンザ等対策本部条例についてを議題とします。
本件についての提案理由の説明を求めます。

国保診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第41号 東白川村新型インフルエンザ等対策本部条例について。東白川村新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり提出する。平成25年4月26日提出、東白川村長。

東白川村新型インフルエンザ等対策本部条例。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布され、この法律の施行日につきましては、公布の日から1年を超えない範囲において政令で定めるとされておりました。これも、政府が4月12日の閣議において13日から前倒しをして施行することが決定されております。この決定につきまして、4月15日付で岐阜県知事から村長宛てに通知が届いたところでございます。施行後において、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合に村が設置しなければならない対策本部に関し、必要な事項を本条例で定めるところでございます。この条例制定は、法律に規定されております。

同法律34条において、市町村対策本部の設置及び所掌事務が規定されており、その内容ということで、第1条（目的）、2行目の中央あたりにあります、法第26条の規定に基づき、東白川村新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（組織）、対策本部長は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2項、副本部長は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3項、本部員は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4. 本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5. 前項の職員は、村の職員のうちから村長が任命する。

第3条（会議）、本部長は必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議を招集する。

2. 本部長は、国の職員その他村の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

第4条（部）、本部長は、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2. 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3. 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4. 部長は、部の事務を掌理する。

第5条（雑則）、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

以上のように、条例では骨組みについてを規定しております。

附則、この条例は公布の日から施行する。

なお、詳細につきましては、別途行動計画に定めることとし、現在、政府においては、行動計画案が4月16日の有識者会議で案を諮り、速やかに決定するよう準備が進められております。国のほうで行動計画やガイドラインが示された後に、岐阜県が改定します県の行動計画と整合性を図りながら東白川村行動計画を作成し、対応準備に当たるように考えております。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

インフルエンザ特別対策本部条例ですが、組織の条例が今度つくられたということです。

この前も、インフルエンザが蔓延したときに、実質面として組織はできたんやけど、実際にどうやって動かすかというところに問題点があったと思います。それで、今回はインフルエンザ対策がありましてこういうふうになったわけですが、非常に致死率が高いということで、もし入ってきたら大変だなということなんです。今の説明では国が対処方法を検討してきて、県のほうにきてきて、それから村がつくるよというお話でしたが、東白川として、この前蔓延したA型香港何とか型ウイルスのときの教訓というものは、ある程度マニュアルになっておるのかなっていないのか。病院その他学校対策がなっておるのかいないのかをちょっと質問いたします。

○議長（安江祐策君）

事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

現在、中国のほうでH7N9型鳥インフルエンザが中国並びに台湾のほうで発生しております。この感染の問題で、今回の対応を早められることになったわけですが、今御指摘がありましたように、東白川村については、それまでの間にもし宣言が発令された場合ということになりますと、今の21年度に流行しました従来までの対応で、村の対策本部で防災計画やその他の対応でできていくというふうに思っております。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

この対策本部につきまして、本部長は村長に当たると思うんですが、副本部長につきましては、

当東白川村については診療所がありまして、そこに所長が見えるわけですが、所長が副に入るとい
うような考え方を持ってよろしいかということが1点。

もう1点は、新型インフルエンザ等となっておりますが、この場合、今も質問がありました通常
のインフルエンザの猛威を振るったものであるとか、その他の考えられるケースで何かあるでしょ
うか、ちょっとお伺いします。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

副本部長につきましては、現在、東白川村の防災計画では教育長と参事が当たることになってお
ると思っておりますので、読みかえますとそのようなふうで考えております。

それから、新しく示される行動計画のガイドラインの情報では、診療機関につきましては一般の
診療業務を中心とするということになると思いますので、診療所長につきましては今の診療所業務
のほうで、例えば予防接種を中心を担当することになると思いますので、そのようなふうで御理解
をいただきたいと思えます。

なお、詳細は村長、参事、教育長のほうとはまだ詰めておりませんので、今後、適用するまでの
間に整合性を図る部分ということで詰めてまいりたいと思っております。

それから、「等」につきましては、あくまでもパンデミックということが想定の中だと思ってお
りますので、インフルエンザが中心ということですが、その他の感染症で猛威を振るう場合とい
うことを含んでおるといふふうに考えております。以上です。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

ちょっと追加でございますけれども、この対策本部は政府のほうで緊急事態を宣言したときに設
置されるというんで、インフルエンザの緊急宣言というのは、ヒトからヒトへの感染が認められた
場合というふうに伺っております。通常では、宣言は発令されないというふうに伺っておりますの
で、つけ加えておきます。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号 東白川村新型インフルエンザ等対策本部条例についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号 東白川村新型インフルエンザ等対策本部条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号及び議案第43号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第5、議案第42号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第1号）から、日程第6、議案第43号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの2件を補正関連のため一括して議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第42号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第1号）。平成25年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,325万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年4月26日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正の説明と、5ページの事項別明細書の1. 総括につきましては説明を省略させていただきまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページ、2. 歳入、8款1項1目繰越金、補正額325万3,000円、前年度繰越金でございます。

8ページへ行っていただきまして、3. 歳出、7款1項2目地域づくり推進費、補正額298万円でございます。地域おこし協力隊事業で298万円でございます。当初予算では、地域おこし協力隊の人員費を2名分しか見ておりませんでした。今回1名分を追加するのと、予算の組み替えなども入っております。

まず賃金につきましては、1名分の賃金と、従来ここに住居手当相当が入っておりました。91万2,000円ほどございましたが、その分は一番下の補助金のほうへ今度組み替えをさせていただきたいと思います。それから、旅費につきましては、1名分の旅費と、それから3人分の研修費の部分もここに含めさせていただきまして、それから、需用費につきましては、消耗品、参考図書、印刷製本費でございます。そして、使用料につきましては、CATVの使用料、当初予算、ここに12万円持っておりましたけれども、これを減額して、ここも補助金のほうへ移しかえるものでございます。それから、車両の借上料60万を持っていましたけれども、その下の備品購入のほうへ移しかえるものでございます。中古車1台、1,000cc以上相当のものを村内から調達をしたいと思っております。

ます。それから負担金補助のところ、セミナーの負担金、それからその下の住宅敷金の負担金22万8,000円ございますが、ここにつきましてもその下の補助金のほうへ移しかえるものでございます。補助金の中で地域おこし協力隊の補助金ということで、ここには住宅敷金、住居手当、CATVの使用料などが一括して入っております。

それから、次のページの8款1項1目土木総務費、補正額が27万3,000円で、土木総務費の一般でございます。CADシステムの保守、ライセンスなど27万3,000円を補正するものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第43号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）。平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,498万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年4月26日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から5ページの補正予算事項別明細書の総括を省略し、7ページの2. 歳入から御説明を申し上げます。

6款1項1目繰越金、補正額15万7,000円の減。説明欄にございますように、前年度繰越金を減額します。

7款1項1目雑入、補正額64万3,000円。派遣医師研修負担金64万3,000円を追加するものでございます。平成25年度岐阜県僻地医療支援機構委託業務契約に基づきまして、村の受け入れ額が当初182万円でしたが、64万3,000円を追加するものでございます。

8ページ、3. 歳出、2款1項1目一般管理費、補正額48万6,000円。節の9節、11節、12節、14節、18節におきまして、当初予算で人件費を除く事務費用として48万6,000円を追加するものでございます。説明欄の旅費につきましては、医師等の費用弁償5万9,000円、僻地支援機構の運営事業消耗品ということで16万3,000円、電話代で2万8,000円、医療機器使用料7万3,000円、備品購入費でノートパソコン、プリンター等一式を16万3,000円で整備するものでございます。需用費につきましては、事務用の消耗品ということで、会議、研修等の資料作成費等を組んでおります。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

商工費の補正の分なんです、今説明があったように、手当に近いものが補助金に差しかえられています、例えば全ての予算を見渡したときの補助金というものの扱いが割と最近ぞんざいになっているということが気になっていて、その最も不思議な補助金になっておりまして、この補助金の受取先がまさか職員になっているような形に見えるのはほかでは絶対あり得ないことで、村の職員が補助金を直接受け取るという状態になっているように見受けられます。

その1点と、補助金制度が若干曖昧になっているなという部分の中で、例えば補助金というものは一旦支給されますと、受け取る場合はいいんですが、受け取れない人たちの意欲をそぐ結果になることを十分考えますと、この場合、地域おこし協力隊につきましてはある程度の特別待遇であるという状態は一定の理解はありますけれども、これが過ぎますと、まず1つの1点は従来の従業員、役場職員の方たちの労働意欲の低下につながりかねない優遇状態が起きてないかということと、それからもう1点、住宅等の優遇措置もかなり見られています、このあたりにつきましても補助金という名目についての疑問と実際の中身につきまして、一般住民との格差におきまして多少一般住民の生活する意欲の減退にもつながってないかということと、重ねて質問になりますが、まず1点は従業員に対する補助金制度なんてものは元来こんなところに認められるかどうかという1点。

それから、補助金の出し方が余りに特別待遇が過ぎまして、補助金を受け取らない人たちの労働意欲、生活意欲の低下につながってないかの2つの疑問点をちょっと質問したいと思います。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

まず、どうしてこの補助金というふうになったかといいますと、実は住宅手当が払う項目があって、例えば村営住宅ですので一般会計の歳入になります。例えば特別会計なら移しかえができるんですけれども、一般会計内の歳入歳出ということなので、直接の支出、収入ということではできませんので、一遍本人に支払いをして村へ納めていただくということでございます。

それが、最初賃金で組んでありました。そして、賃金で支払いをしますと、今度は所得税のほうが多くなってくるといふか、本人負担が発生するという意味合いから補助金に組み替えをさせていただいて、補助金で本人のところへ渡る。本人からその分を住宅使用料などを払っていただくというふうに関今組み替えをさせていただくというふうにいたしましたので、御理解をいただきたいと思ひます。

地域おこし協力隊につきましては、3年間でございます。この人たちをいかに活用して、事業展開していくというところで、ある程度の条件を出してきておっただきますので、このぐらひは当然のことかなというふうにお思ひしております。

○2番（桂川一喜君）

もう1つの、村民、職員の意欲を上げる。

○総務課長（松岡安幸君）

そういう条件で来ておっていただきますので、普通の職員とは比較ができないところがございませぬけれども、普通の職員がそれで意欲がなくなるということは、私は思っておりませぬ。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

実は今の答弁の中に僕の質問の全てが隠れておりますので、もう一度明確にしておきたいんですが、実はこの返答次第では、残念ながらこの後の討論に入らせていただいて、議決まで時間がないところで、うっかりすると入るかもしれませんということをあらかじめ申して、しっかりした答弁をいただきたいと思います。

今言われたように、所得等の控除等、もしくはそれは一般の社会の中では当然所得税を払うべき部分なんで、そこを免除してやることによって、その方法としてこの法を使うというのは、実は大きな税制に対する侮辱でもあり、職員を優遇するためにいろんな施策で多目に渡しておいて、そこから所得を引くというのは税としては当たり前のことであって、それをせずに、そこを回避するために補助金制度を使って、本来得ているはずの所得を回避するというのは、最も行政が行ってはいけないことであって、税制そのものを否定することにもなりかねませぬ。ですから、今の答弁の中身は非常に危険な答弁でありまして、本来幾ら地域おこし協力隊といえども一定の所得があれば所得税を納めるのが当たり前で、そこにまるで所得回避であるような施策を村が積極的に行うというのは考えられません。

ですから、例えばこの本来の事態でしたら、所得税を納めることを前提に賃金を上げるのが正当なやり方で、もし所得税を余分に納めるのがかわいそうだと思えば、その分、所得を上げる中で、賃金を上げることで回避するのが本来のあり方であり、これが一般住民と一般職員との間にわけのわからない格差が生まれてくるのが1点です。

それから、補助金制度をもっと慎重に行ってほしいというのは、補助金というのはもらえる人ともらえない人の格差が出ているので、前年度、僕が予算について反対討論をした趣旨においても、そのバランス感覚がだんだん乱れつつあるから、予算全体をしっかりと見直してほしいという。この補正予算は最もその中の典型的な例になっておりまして、補助金というものは元来まず村民、行政以外の各種団体が受け取る。それから、特別会計の場合は繰入金という形で受け取るようになっていきますし、それから村外については負担金という、要は村外には補助金というのは基本的には余り出ない状態で行われている。このルールが全くもってこの事情によってルールが全て崩されていて、職員の活動、事業内容に対して補助金が充てられるなんてことは前代未聞のことで、この項目を今回1回許しますと、これがなし崩しのように特例となって、今後補助金のあり方が危うくなると思うので、もう一度補助金というものの考え方についてと、本来賃金を上げるべき対策をなぜこんな形にしたのかということをもう一度御質問します。

○議長（安江祐策君）

参事 安江弘企君。

○参事（安江弘企君）

地域おこし協力隊、確かに特別の扱いです。この要綱によりますと、賃金のほうで200万、それから住宅手当等の活動費で200万、合わせて400万ということで、交付税で措置されるということになっております。そういうことですので、賃金のほうが16万ということで、東京のほうで要綱をつくって募集をしてきておりますので、確かに特別の扱いかもしれませんが、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（安江祐策君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

今、参事のほうの説明したとおりでございますが、地域おこし協力隊につきましては特別交付税の支援措置がございます。その対象経費としまして、協力隊員を募集する経費と、それから地域おこし協力隊が活動する経費が特別交付税の対象になっておまして、今、参事が申しました人件費というか、報償費の部分で対象経費の上限が200万という枠でございます。それから、そのほかの住居ですとか、活動の車両の借上料ですとか、旅費ですとか、そういう活動経費に対して200万の上限ということでございまして、その辺の配慮もございまして、余り賃金のほうをふやしますと上限枠からはみ出るといふ部分もございまして、今回そういうふうになっている部分もございしますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論に関して、先に原案に反対の発言を許可します。その後、賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

税制と、それから補助金制度の村の今後の正しい運用について、この補正予算については先ほども述べました質疑の内容をもって、ほとんど討論と同じ内容でしたので、反対の意見を述べさせていただきます。

○議長（安江祐策君）

賛成討論、誰か一言だけ。

[挙手する者あり]

4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

賛成の立場から討論申し上げます。

先ほど出ました地域おこし協力隊の援助につきましては、当初の村長の東白川村に対する活性化という観点から見ましても、妥当な措置というふうに私は考えますので、このことにつきましては賛成討論といたしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

補助金というものをどういうふうに活用するかということは、村の予算の中にも個人に補助金を十分出しておる事例もございますので、個人としての補助金という形は十分、行政が使える範囲内では妥当な補助金だと私も理解しております。

○議長（安江祐策君）

これから議案第42号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第1号）から、議案第43号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの2件を一括して採決をします。

採決は、ただいま反対討論がありましたので、起立によって採決をしたいと思います。

この原案のとおり賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立多数。以上をもって、原案のとおり決定しました。

◎議案第44号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第7、議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として法務大臣へ推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成25年4月26日提出、東白川村長 安江眞一。

記、氏名、村雲美知子。生年月日、昭和25年1月25日生まれ。東白川村越原535番地。

村雲美知子さんは、平成22年4月1日に就任をいただき、平成25年6月30日をもって1期目の任期が終了になるところで、今回は2期目、再任推薦をお願いするものでございます。

村雲さんは、人格・識見ともに高く、お人柄も温厚で人望も厚く、社会の実情にも精通されており、人権擁護委員として適任者でありますので、人権擁護委員として推薦したく、御提案を申し上げます。御審議の上、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

休憩後、11時から再開します。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○副議長（今井保都君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま安江祐策君から議長辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

◎議長辞職の件

○副議長（今井保都君）

追加日程第8、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、安江祐策君の除斥を求めます。

〔議長 安江祐策君 退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（今井修輔君）

辞職願。

このたび、東白川村議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いします。平成25年4月26日、東白川村議会議長 安江祐策、東白川村議会副議長 今井保都様。以上です。

○副議長（今井保都君）

お諮りします。安江祐策君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。安江祐策君の議長の辞職を許可することに決定しました。
安江祐策君の除斥を解除します。

〔7番 安江祐策君 入場・着席〕

安江祐策君に議長の辞職が許可されたことを報告します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（今井保都君）

追加日程第9、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は7人です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番 村雲辰善君、2番 桂川一喜君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。書記が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。これにて投票を終わります。

開票を行います。

村雲辰善君及び桂川一喜君の開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、安倍徹君6票、服田順次君1票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。よって、安倍徹君が議長に当選されました。

本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

それでは、ここで新議長より御挨拶をいただきます。

○新議長（安倍 徹君）

平成25年度の議長の重責を選任いただきました。一言御挨拶を申し上げます。

私たち今期7人選ばれました最後の年となります。

世界情勢といいますか、村の情勢もそうですが、随分と変わりました。安定した自民党政権にこれからなると思いますけれども、経済の立て直しのためにいろんな施策を今打ち出し、第3の矢ということで、いよいよ実質的な行動をとられると思います。

我が東白川村は、皆さん御存じように少子・高齢化が確実に、定率的にと申し上げたほうがいいかもしれませんが、進んでおります。今、いよいよ実際の政治活動が行われつつありまして、特に関係のある農業政策などにおきましては、遊休地の指示による強制的な利用、収用による利用とか打ち出されております。これはTPPに関するものでございまして、今までの小手先の補助金対策ではもう対応できないということで、規模を拡大するという意味が含まれておるようでございます。商業についても同じでございます。空洞化をいたしまして、小さな町工場ではやっていけないような状況が続いております。全て東白川の小さな行政体においては、試練の年になると思います。

たびたび申し上げますが、国は矢継ぎ早にいろいろな施策を出してくると思います。それに対応するためには、私ども議員が地域の状況を一番把握しやすいものですから、それをまとめ上げて、長期の、少なくとも10年ぐらいの村の行政を進めていくものをつくり上げていかなければ

ならない年になると思います。

これからいろんなことを勉強していかなければなりません。世の中変わってきておりますので、今までの状況では対応できかねると思います。そんな意味で、微力でございますが、一応議長として務めさせていただきます。皆さんとともに勉強しながら、東白川議会が最終の年をスムーズに過ごせますように祈念をいたしまして、簡単でございますが、就任の挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（今井保都君）

続きまして、前議長より御挨拶をいただきます。

○7番（安江祐策君）

ただいま、新議長安倍議長が誕生しました。またよろしくお願いいたしますと思います。

私一言だけお礼を申し上げさせていただきたいと思います。

23年度、そして24年度と2年間、議長を務めさせていただきました。これは御承知のように、たまたま加茂郡の議長会長が回ってくるというようなことで、本当にこの2年間、議員の皆さん方へ御協力をいただきまして何とかやってこれました。また、村長さんを初め役場の各執行部の皆さん方にもいろいろと御迷惑をかけたり、いろいろと教をこうむりながら何とかできました。本当に大事な東白川の議会をまとめるという、議長としてまとめていかなければいけなかったわけですが、なかなかそこまで手が回らないということで、これは各議員の皆さん方がその分を、副議長さん初め各委員長さんにカバーしていただきましたし、加茂郡のこともまとめなければいけなかったし、また県のほうへも理事という立場で出させていただいて、いろんなことを勉強させていただきました。

一番得られたことは、いろんな人と出会えたなということを思っております。そして、その人たちがいろんな意見を持ってきて、そうした中で大変勉強になることや、またいろんな考えを持っておられる人が多いなということ、つくづく感じました。こうしたことが、2年間議長として務めさせていただいた中で身になるといいますか、財産であったなということを思っております。

そういった中で、先ほど来お話しありますように、我々の任期もこの25年度1年間です。新しい議長さん、後ほどまた副議長さんも決まるとは思いますけれども、集大成といえますか、この東白川議会を最後のとりあえずまとめとして行っていただきたいと思ひますし、また今までの経験させていただいたことをもとに、また一議員として御協力していきたいと思ひますので、どうかよろしくお願いいたします。とにかく2年間、本当にありがとうございました。お礼の言葉とさせていただきます。

○副議長（今井保都君）

ここで暫時休憩とします。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（安倍 徹君）

休息前に引き続き会議を開きます。

ただいま今井保都君から副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第10として議題にしたいと思いを。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第10として議題とすることを決定いたしました。

◎副議長辞職の件

○議長（安倍 徹君）

追加日程第10、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、今井保都君の除斥を求めます。

〔副議長 今井保都君 退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（今井修輔君）

辞職願。

このたび、東白川村議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いいたします。平成25年4月26日、東白川村議会副議長 今井保都。東白川村議会議長 安倍徹様。以上です。

○議長（安倍 徹君）

お諮りします。今井保都君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。今井保都君の副議長の辞職を許可することを決定いたしました。

今井保都君の除斥を解除します。

〔5番 今井保都君 入場・着席〕

今井保都君に副議長の辞職が許可されたことを報告いたします。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第11として選挙を行いたいと思いを。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第11として選挙を行うことに決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（安倍 徹君）

追加日程第11、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は7名です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番 樋口春市君、4番 服田順次君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。書記が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。これにて投票を終わります。

開票を行います。

樋口春市君及び服田順次君、開票に立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票ゼロ。

得票数、服田順次君6票、樋口春市君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。したがって、服田順次君が副議長に当選されました。

本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

それでは、ここで新副議長に御挨拶をいただきます。

○新副議長（服田順次君）

ただいまは、副議長に推挙いただきまして、まことにありがとうございました。

先ほど来、新議長もお話にありましたように、今期の最終年度ということで、ことし1年何とか新しい議長を支えて努めてまいりたいと思います。

議員の皆さん方には、それぞれ前議長を初め、またことし1年御協力いただきますよう、よろしくお願いを申し上げますとともに、安江村長を初め行政の幹部職員の皆さん、ことし1年よろしくお願いを申し上げ、簡単ではございますが、就任の御挨拶といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安倍 徹君）

続きまして、前副議長より御挨拶をいただきます。

○5番（今井保都君）

それでは、一言お礼を申し上げます。

2年間、副議長の重責を果たすことができましたことは、ひとえに村長さんを初め行政の皆様方、そして議員の皆様方の御指導、御鞭撻のおかげと心から感謝を申し上げます。今後も議員として東白川村の発展のために微力ではございますが、努力してまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。2年間ありがとうございました。

○議長（安倍 徹君）

ただいまの正・副議長の私約交代に伴い、慣例によりまして常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第12として常任委員会委員の選任を行いたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定いたしました。

◎常任委員会委員の選任の件

○議長（安倍 徹君）

追加日程第12、常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

なお、常任委員会については、当議会は総務常任委員会並びに産業建設委員会の2委員会となっております。全議員がこの2委員会の委員となります。

お諮りします。総務常任委員会並びに産業建設委員会の委員は、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、1番 村雲辰善議員から、7番 安江祐策議員までの全員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を総務常任委員会並びに産業建設委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休息中に議員控室において、総務常任委員会並びに産業建設常任委員会を開き、東白川村議会委

員会条例第8条第2項の規定により正・副委員長の互選を行ってください。互選に当たっては、議会運営委員会を考慮に入れてください。また、議会報の編集委員も決めてください。

午前11時37分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（安倍 徹君）

休息前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員会の正・副委員長並びに産業建設常任委員会の正・副委員長の互選結果及び議会報編集委員の選任結果を書記より報告させます。

○議会事務局書記（今井修輔君）

総務常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果、並びに産業建設常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果、議会報編集委員の選任結果を報告いたします。

総務常任委員長に安江祐策議員、総務常任副委員長に樋口春市議員、産業建設常任委員長に今井保都議員、産業建設常任副委員長に村雲辰善議員、議会報編集委員は、服田順次副議長、村雲辰善議員、桂川一喜議員、樋口春市議員。なお、議会報編集委員長には、慣例により服田順次副議長が、同副委員長には桂川一喜議員が就任されます。

以上で報告を終わります。

○議長（安倍 徹君）

以上のとおり、総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の正・副委員長及び議会報編集委員が決定いたしましたので報告します。

お諮りします。常任委員会の再編成に伴い、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第13として議会運営委員会委員の選任を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任の件

○議長（安倍 徹君）

追加日程第13、議会運営委員会委員の選任の件を議題とします。

議会運営委員には、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、4番 服田順次議員、5番 今井保都議員、7番 安江祐策議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、服田順次君、今井保都君、安江祐策君の3名を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休息とします。

休息中に委員会室において議会運営委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきます。
なお、議長は法第105条の規定に基づき委員会に出席いたします。

午前11時42分 休憩

午前11時44分 再開

○議長（安倍 徹君）

休息前に引き続き会議を開きます。

正・副委員長の互選結果を書記に報告させます。

○議会事務局書記（今井修輔君）

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選結果を報告いたします。

議会運営委員長に安江祐策議員、同副委員長に今井保都議員、以上のとおりです。

○議長（安倍 徹君）

以上のとおり、議会運営委員会の正・副委員長が決定しました。

ここで暫時休息とします。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（安倍 徹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

追加日程第14、同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題と
します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（安江眞一君）

同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村監査委員につ
き次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成
25年4月26日提出、東白川村長。

記、氏名、今井保都、生年月日、昭和21年2月23日生まれ、住所、加茂郡東白川村五加1899番地
の4。

都合により安倍徹氏が退任されましたので、新たに議会代表の監査委員に、今回、今井保都氏を
選任するものでございます。今井氏は、議員として当選4回、議長経験もあり、幅広い分野でその
高い見識で御活躍いただいているところでございます。よって、その経験を生かし、行財政のお目

付役として高い視点で指導力を発揮していただけるものと思っております。

今回、同意を求めるべく提出させていただきましたので、御審議をお願いいたします。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これから同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（安倍 徹君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。平成25年第1回東白川村議会臨時会を閉会いたします。

午前11時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

新 議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員